

# イベントアドバイザーに関する細則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

## 1. 所管

- 1.1 イベントアドバイザーに関わる事項は、競技委員会の所管とする。

## 2. 資格認定

- 2.1 新規にイベントアドバイザー講習会を受講し、所定の認定試験に合格した者はイベントアドバイザー資格の登録申請をすることができる。
- 2.2 IOF イベントアドバイザーの資格を持つ者は、イベントアドバイザー資格の登録申請をすることができる。
- 2.3 イベントアドバイザーを目指す者で、所定の手続きを経てイベントアドバイザー研修会を受講した者は准イベントアドバイザー資格の登録申請をすることができる。
- 2.4 資格認定の判定は、競技委員会が行う。

## 3. 登録と任期

- 3.1 2.1 項または 2.2 項の条件を満たす者は、「イベントアドバイザー資格認定に関する規則」(以下、規則という) 8 項または 10 項の手続きにより、JOA イベントアドバイザーとして登録される。登録の有効期間（任期）は規則 12.1 項に定める。
- 3.2 2.3 項の条件を満たす者は、規則 8 項の手続きにより、申請の翌月より JOA 准イベントアドバイザーとして登録される。登録の有効期間は規則 12.2 項に定める。

## 4. 更新

- 4.1 イベントアドバイザー資格を更新するためには、講習会に加えて登録期間中の研修会を 1 回以上受講しなければならない。公認大会のイベントアドバイザーを務めた者は研修会 1 回の受講に代えることができる。
- 4.2 登録期間中にイベントアドバイザーを複数回務め、経験・知識とも十分であると認められる者は、レポート提出を持って講習会受講に代えることができる。
- 4.3 准イベントアドバイザー資格には更新はなく、毎回新規登録となる。
- 4.4 更新登録を希望する者は、規則 10 項の手続きにより申請する。

## 5. 競技会におけるイベントアドバイザーの任命

- 5.1 主催大会および公認大会においては、大会開催決定後、イベントアドバイザーを速やかに任命する。
- 5.2 主催大会のイベントアドバイザーについては、JOA が任命する。
- 5.3 公認大会のイベントアドバイザーについては、JOA が主催者と協議の上、任命または承認する。
- 5.4 公認大会では、イベントアドバイザー資格者が手配できない場合に、准イベントアド

バイザー資格者がイベントアドバイザーを務めることができる。

5.5 イベントアドバイザーの任命者は、JOA 会長とする。

## 6. 業務

6.1 イベントアドバイザーの業務は、競技について諸規則が遵守され、公正に運営されていることを点検・確認することである。

6.2 イベントアドバイザーは次の業務を行う。

(1) 現地点検を含め最低 3 回の点検作業

- 地図および大会運営の概要が固まった時期（6 ヶ月～1 年前）
- コースおよびコントロール位置がほぼ確定した時期（2 ヶ月～6 ヶ月前）
- 大会前日および当日

(2) 点検は、競技関係にとどまらず、「日本オリエンテリング競技規則」28 条に準じて行う。

(3) イベントアドバイザーは、提訴があった場合、裁定委員会を招集し、その議長を務める。

## 7. 報告書

7.1 主催大会のイベントアドバイザーは、イベントアドバイザー業務実施後、速やかにその概要を、また、大会終了後 1 ヶ月以内に報告書を JOA に提出する。

7.2 公認大会のイベントアドバイザーは、大会終了後、1 ヶ月以内に報告書を JOA に提出する。

7.3 JOA は、研修会等において、技術の研鑽、問題点の把握等に報告書の活用を図る。

## 8. イベントアドバイザー費用

8.1 大会のイベントアドバイザーに関わる費用は、主催者が支弁する。

## 9. 改正

この細則の改正は、競技委員会で改訂し理事会で承認する。

## 10. 附則

本規則の適用となるイベントアドバイザー資格の登録期間は、令和 2 年度からとする。

平成 17 年 12 月 4 日制定

平成 30 年 5 月 12 日改正

令和 2 年 2 月 22 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 9 月 18 日改正